

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えじそんくらぶ

三 代表者の氏名

高山 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市豊岡一丁目一番一号ダイヤパレスUアリーナ九百二十四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、注意欠陥／多動性障害（以下、ADHD）を持つ人々そして共に悩む家族、教師、専門家達と協力し、その正しい理解の促進と自立への道を支援し、ADHDを障害としてクローズアップするのではなく、豊かな個性の一つとして長所を伸ばし、弱点を克服できるよう応援する。さらに当事者だけでなく、広く社会全般が、相互を受け入れ、理解し合える環境を作るために必要なADHDに関する情報を提供し、各分野の専門家との連携体制作りを目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。